

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会		会議場所 第1委員会室 担当職員 山末
日 時	平成30年6月22日(金曜日)		開 議 午前 10 時 00 分
			閉 議 午前 10 時 29 分
出席委員	◎平本 ○富谷 酒井 小川 齊藤 菱田 小島 馬場		
理事者 出席者			
事務局	山末主事		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 0名	議員0名

## 会 議 の 概 要

### 1 委員長報告の確認

[平本委員長 委員長報告朗読]

<平本委員長>

意見はあるか。

(意見なし)

### 2 議会だより原稿について

<平本委員長>

まず、1項目目の路上喫煙の規制に関する条例について、意見はあるか。

<齊藤委員>

説明の前半部分を短くして、7月1日から施行する旨を入れた方がよいのではないか。

<平本委員長>

前半部分を「市民などの健康保持や安全な生活環境」と省略する。

<馬場委員>

「路上喫煙禁止区域では喫煙ができない」ということや「他の場所での設置も含めて」という内容を執行部と調整して入れられればと思う。

<菱田委員>

環境政策課にヒアリングをしたところ、健康福祉部で進めているが、協議は行っているということであった。環境政策課では、喫煙場所の灰皿を試しに撤去したところ、ポイ捨てが増えたとのことであった。今後の進め方について尋ねたところ、健康福祉部から聞いているのは、7月1日に条例を施行し、半年後を目途に施行規則をつくり、路上喫煙禁止区域等を半年かけて整備し、さらに半年をかけて啓発し、具体的に過料の徴収も含めて動き出すのは平成31年7月からになるだろうという話だった。今後、動きがあれば必ず委員会に報告するように要請しておいた。7月1日から過料が科せられると捉えられるといけないので、表現を調整する必要がある。

<馬場委員>

法律を見ると、路上喫煙禁止区域内では灰皿等を設置してはいけないこととなっている。これまでのように喫煙スペースがあるという錯覚を起こさせないようにする必要はある。

<平本委員長>

実施に向けて調整していくということを書き加えていく。次に、老人福祉センターの管理・運営について、意見はあるか。

<酒井委員>

この内容では6月20日に議論したことがほとんど書かれていない。この指摘要望事項の内容を「平成29年9月の決算特別委員会環境厚生分科会で法令違反が発見され、それらの是正を指摘要望しました。」とすればスペースが空く。また、委員の主な意見の部分を「6月20日の委員会では亀岡市から年度内に同施設を無償譲渡する方向で調整しているとの報告を受けました。」とすれば、委員会での答弁も書き込めるのではないかと思う。また、「9月の決算特別委員会環境厚生分科会で同施設に関する質疑への亀岡市の答弁が事実と異なっていたことについて嚴重注意がなされました。」という内容が入れられればと思う。

<平本委員長>

書くかどうかは別として、無償譲渡の方向で結論を出すという答弁もあった。また、事実と異なる答弁をされて、それをこちらから指摘しないと説明を行わなかったことが問題だと思っている。今後の対応は、的確な答弁を、的確にできなかった時には確認してすぐ訂正をお願いしたいという思いもあった。他に意見はあるか。

<酒井委員>

6月20日の委員会の内容と、そこでわかったことや注意をしたことが書き込まれるように調整願いたい。

<平本委員長>

無償譲渡まで書くのか。

<馬場委員>

無償譲渡については委員会で一致したわけではないので、譲渡の方向でという内容に留めればよいと思う。また、執行部から経過等の資料が示されたので、それらをもとに審議を行ったということを書けばよいと思う

<平本委員長>

そのような方向で調整する。今後の調整は正副委員長に一任いただきたい。

### 3 その他

<平本委員長>

次回の月例常任委員会の日程を再調整する。

(日程調整)

<平本委員長>

7月30日もしくは31日で執行部と調整する。

散会 ～10:29